

所定疾患施設療養費の算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に、評価されることとなりました。当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、肺炎、尿路感染症、带状疱疹といった疾病を発症した場合の施設内での対応を評価する「所定疾患施設療養費」を、該当する利用者様に対して適切に算定しております。算定に当たっては、厚生労働省の規定により公表が必要とされておりますので、公表いたします。

【要件】

- ①肺炎等により治療を必要とする状態になった利用者に対し、治療管理として、検査・投薬・注射・処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであり、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできない。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
- ④算定する場合においては、診断名・診断日・検査・投薬・注射・処置等の内容を、診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断・検査・治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

2020 年度 治療実績状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	4	7	5	9	5	3	6	4	7	6	9	5
日数	18	43	24	56	17	18	26	15	28	33	42	22